

議案第四十六号

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部改正について

次のとおり町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定に  
より、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月拾参日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の一部を改正する条例

町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「合理化を図るため、三朝町税条例及び三朝町国民健康保険税条例により」を「合理化を図るため、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）及び三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）により」に改める。

第四条第一項中

に改める。

附 則

第一期	五月十六日から同月三十一日まで	第一期	五月一日から同月三十一日まで
第二期	六月十六日から同月三十一日まで	第二期	六月一日から同月三十一日まで
第三期	七月十六日から同月三十一日まで	第三期	七月一日から同月三十一日まで
第四期	八月十六日から同月三十一日まで	第四期	八月一日から同月三十一日まで
第五期	九月十六日から同月三十一日まで	第五期	九月一日から同月三十一日まで
第六期	十月十六日から同月三十一日まで	第六期	十月一日から同月三十一日まで
第七期	十一月十六日から同月三十一日まで	第七期	十一月一日から同月三十一日まで
第八期	十二月十六日から同月三十一日まで	第八期	十二月一日から同月三十一日まで
第九期	翌年一月十六日から同月三十一日まで	第九期	翌年一月一日から同月三十一日まで
第十期	二月十六日から同月二十八日まで	第十期	二月一日から同月二十八日まで

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年度分の町税から適用する。